

## ○酒田市下水道事業の契約に関する規程

(平成 17 年 11 月 1 日企業管理規程第 16 号)

改正 平成 29 年 3 月 29 日企業管理規程第 4 号 平成 31 年 4 月 1 日企業管理規程第 3 号  
令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下水道事業の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結等)

第 2 条 契約の締結等については、酒田市契約規則(平成 17 年規則第 58 号)を準用する。

(長期継続契約)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約については、酒田市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年条例第 231 号)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の酒田市公営企業の契約に関する規程(昭和 39 年水道規程第 3 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日企業管理規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日企業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の酒田市上下水道事業の契約に関する規程(平成 17 年酒田市企業管理規程第 16 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。